

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会29-①)

施策名	原子力規制行政に対する信頼の確保					
施策の概要	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。					
達成すべき目標	原子力規制行政に対する信頼の確保					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,243	1,192	921	940
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1,243	1,192	921	-
	執行額(百万円)	940	956	791	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017					

測定指標	透明性の確保 (会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合)	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
		-	100%	100%	100%	100%	100%	○
	ホームページの利用のしやすさ	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
		-	日本工業規格 JIS X 8341-3 ウェブアクセシビリティに定められている等級Aの達成	A	A	A	A	○
	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成
		・年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、業務を行う。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会では、年度を通じて、科学的・技術的見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った。</li> <li>行動規範等を厳格に運用することにより、中立性を確保した。また、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会委員の透明性・中立性の確保のための任命要件の見直しを行った。</li> <li>原子力規制委員会、審議会、検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録や資料の公開、更に原子力規制委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談の議事要旨及び面談に使用した資料を公開する等により、透明性を確保した。</li> </ul>				○
		・年度を通じて国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通じて原子力規制委員長、委員又は原子力規制庁職員と地方公共団体との意見交換を行った。また、「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の方針を決定(平成29年11月15日 原子力規制委員会決定)した。本方針の中で、委員は国内の原子力施設を訪問し、原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて地元関係者を交えた意見交換をおこなうこととした。本方針の決定により、より一層の多様な意見の取り入れにつながると認識している。</li> <li>パブリックコメントについて、対象とする案件の考え方を整理した。これにより、対象案件に対する回答を充実させることに寄与した。</li> <li>IAEA事務局長やOECD/NEA事務局長を始めとする国際機関及び海外規制機関の関係者や国際アドバイザーとの意見交換を行い、国外からの意見や知見の取り入れに努めた。</li> <li>被規制者との面談録について、要点が明確に伝わる記載となるよう、議事要旨の確認ポイントが整理され、関係課室に周知された。また、地方事務所にも面談録の作成ポイントを周知するとともに、地方事務所が作成する面談録の確認体制を確立した。これにより、地方事務所作成の被規制者との面談録についても、より一層要点が伝わりやすい内容とすることができた。</li> </ul>				○
	国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成
・年度内に完了させる。		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度末に決定した本システムの整備方針(平成32年度運用開始)を踏まえ、平成29年度第1四半期においてシステム整備に向けた年度計画を策定するとともに、以降同計画に基づいて、本システムの要件及び仕様を確定した。</li> <li>具体的には、原子力規制委員会発足以降にホームページで公開した情報のうち重要な情報をアーカイブした上で、検索用のキーワードをあらかじめ各資料に付与し、情報検索システムとして使い勝手のよい検索機能を提供することで、利用者が目的の資料を探し出すことを容易にする。(早期に運用開始することを優先するため運用開始時には検索用キーワードの付与は機械的に自動で行う(スモールスタート)が、検索性の向上のためそれ以降も、検索用キーワードの拡充及び最適化を検討する等の取組を継続する。)また、情報システムの基盤としてクラウドサービスを活用するとともに、マルチデバイス対応(スマートフォン・タブレット等での閲覧にも配慮)のシステムとする。</li> <li>運用開始時期については平成32年度内開始の目標であったが、平成31年度下期への前倒しが可能であると判断した(整備方針より前倒し)。</li> </ul>				○	
・年度内に完了させる。		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のようにコンテンツ作成や運用を行っており、目標を概ね達成した。</li> <li>①広報的観点から作成プロセス及び必要な資料等について、助言、サポート等を行い、新規制基準適合性に係る審査結果のビデオを平成29年7月に作成し、公開した。</li> <li>②ホームページのトップ記事を活用し、社会的な関心が高いテーマ及び積極的に周知を行いたいテーマ等について、情報発信を行った。</li> <li>③当日実施された原子力規制委員会での議論の中から、社会的な関心が高いと思われるテーマについて、概要をtwitterで配信する取組を平成30年1月から開始した。</li> </ul>				◎	
原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	・社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信をする。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>加えて、規制委員会ホームページの、高齢者や障害者を含めたあらゆる人に対するアクセシビリティ向上のために、画像の説明を音声読み上げソフトで再生するための文章の挿入、強調表現については誰にでも見やすい配色や文字を枠で囲む等、Webアクセシビリティに関するJIS規格に準拠させる取組を行った。</li> <li>当庁の取組について、総務省が実施した「国及び地方公共団体ホームページのJIS規格対応状況調査※」において、規制委員会ホームページに対するJIS規格適合に問題ありと検出されたホームページの割合は0.02%であり、国・地方公共団体1,832団体中第1位であると評価された。(※注:総務省が提供する評価ツールによる機械的調査)</li> </ul>				◎	
	・社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信をする。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>加えて、規制委員会ホームページの、高齢者や障害者を含めたあらゆる人に対するアクセシビリティ向上のために、画像の説明を音声読み上げソフトで再生するための文章の挿入、強調表現については誰にでも見やすい配色や文字を枠で囲む等、Webアクセシビリティに関するJIS規格に準拠させる取組を行った。</li> <li>当庁の取組について、総務省が実施した「国及び地方公共団体ホームページのJIS規格対応状況調査※」において、規制委員会ホームページに対するJIS規格適合に問題ありと検出されたホームページの割合は0.02%であり、国・地方公共団体1,832団体中第1位であると評価された。(※注:総務省が提供する評価ツールによる機械的調査)</li> </ul>				◎	

		目標		実施の進捗状況(実績)	達成
			目標年度		
測定指標	被規制者とのコミュニケーションの充実	・特段の理由がない限り、規定どおりの日数で公開する。	平成29年度	<p>【企画課】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおり、面談を行った際には、被規制者からの説明及び規制庁からの指摘等を反映した適切な内容の面談録を速やかに公開した。</li> </ul> <p>【実用炉審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な内容を記載した面談録及び配布資料等について、おおむね規定どおりの日数で公開を行った。</li> </ul> <p>【研究炉等審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準適合性に係る審査会合等における指摘事項等を明確化するとともに、面談録等については、適切な内容であることを確認し、可能な限り速やかに公開した。</li> </ul> <p>【核燃料施設審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準適合性に係る審査会合の議事録について、速記録を受理したのち、担当者に確認を行い、可能な限り速やかに公開した。</li> <li>被規制者との面談やヒアリングを行った場合には、被規制者から受けた説明の内容及び規制庁から指摘した事項について適切に反映した面談録を、可能な限り速やかに公開した。</li> </ul> <p>【地震・津波審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規制基準適合性審査に係る審査会合の議事録について、速記録を受理したのち、担当者が確認を行い、可能な限り速やかに公開した。</li> <li>審査ヒアリング及び面談の議事要旨について、おおむね規定どおりの日数で適切な内容の面談録を作成し、ホームページで公開していたが、掲載までの期間が規定日数を超過する場合は数回あったため、定期的に作成状況を確認し、担当者の作成が遅れている場合には注意喚起をした。</li> </ul> <p>【検査監督総括課】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新検査制度の施行に向けた準備等のための面談、公開会合を行った際には、原子力規制庁として設定している目標期間(面談録:おおむね1週間以内、議事録:おおむね1ヶ月以内)で公開をおこなった。</li> <li>ホームページへの掲載作業にかかる担当者間での連絡不足により、面談録1件の掲載遅延があったが、共有フォルダにおいて処理状況が確認できるよう運用に工夫を行い、コミュニケーションの円滑化を図り、期間内の処理が確実にできるよう対策を講じた。</li> </ul> <p>【実用炉監視部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面談の要旨を原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(平成25年2月6日改正)の規定に基づき1週間以内に公開するよう努めたが、一部1週間を超過することがあった。</li> </ul> <p>【核燃料施設等監視部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面談の要旨を原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(平成25年2月6日改正)の規定に基づき原則1週間以内に公開するよう努めた。</li> <li>また、面談録の記載内容については、被規制者から受けた説明の内容及び規制庁から指摘した事項について適切に反映し公開した。</li> </ul> <p>【専門検査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施する上で、被規制者から必要な情報を得るため面談を実施し、速やかに面談録をホームページに公開することができた。</li> <li>検査終了後、速やかにホームページに検査結果を公表できた。</li> </ul>	○
	改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善	・期限があるものについては期限内に完了させる。内部監査等によって業務改善につなげる。組織内に教訓事例や良好事例の水平展開を図る。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRRS報告書(勧告6、提言4、5、6)で指摘された統合マネジメントシステムの構築(安全文化醸成)については、改善ロードマップ(平成28年11月22日原子力規制委員会決定)に基づき、新たな仕組みづくりなど一定の改善が進んでいる一方で、検討段階に留まり、具体的な取組に至っていないものもある。(行動プログラム1:組織文化・安全文化(核セキュリティ文化を含む)の醸成)</li> <li>原子力規制委員会委員と職員の対話やワークショップの開催、安全文化宣言実践ガイドを軸に全員参加型研鑽運動の開始、安全文化ワークショップ開催など、新たな仕組みを開始した。</li> <li>全員参加型研鑽運動は、まだ個々の研修プログラムに留まっており、戦略的、体系的な連携が不足している。また研修受講率も低く、研修等の充実により改善が必要である。(行動プログラム2:業務品質の維持向上)</li> <li>平成29年度施策から、マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルと政策評価を統合的に運用する仕組みを開始し、年次報告等の作成もサイクルに組み入れた。</li> <li>政策評価について、平成29年度は2度の政策評価懇談会を開催し、原子力規制委員会5年間の主な取組を振り返りつつ、有識者との意見交換を行った。</li> <li>職員からの提案制度を開始し、年間目標の20件以上の提案があった。</li> <li>業務プロセスやマニュアル等の体系的・階層的な整理については、諸外国の調査等を踏まえて取組方針及び組織内推進体制を検討している。</li> <li>内部監査については、2部署1テーマについて実施し、原子力規制事務所の業務運営等の改善等を指示し、関係部署において業務改善がなされている。良好事例については、庁内に周知し、水平展開を図った。</li> </ul>	△
	IRRSで明らかになった課題に的確に対応	・IRRSにおいて明らかになった課題に対応する平成29年度業務計画を完了させる。	平成29年度	<p>(IRRSにおいて明らかになった課題への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IRRSにおいて明らかになった31の課題については、平成28年度に続いて、担当課室は、業務計画に取組を位置付け、業務計画の進捗状況を確認したところ、おおむね着実に対応が進んでいる。</li> <li>対応の進捗状況については、炉安審・燃安審に報告し、助言・評価を受けることとしており、規制機関の安全文化醸成やマネジメントシステムについての助言等があった。</li> <li>なお、重点計画策定後の動きとして、平成29年6月及び8月に炉安審・燃安審において、「IRRSミッションから汲み取るべき事項」が議論され、9月にとりまとめられ、原子力規制委員会に報告された。</li> </ul> <p>(IAEAによるIRRSフォローアップミッションの受入れ準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年8月、原子力規制委員会はIAEAに対し、IRRSフォローアップミッションを平成31年(2019年)夏以降の適切な時期に受検する旨を請し、平成29年9月、IAEAから了承する旨回答を得た。また平成30年2月に原子力規制委員会は、IAEAに対し参加の意向を有する関係省庁と協力して当該フォローアップミッションの際に輸送の規制に関する評価も受検する旨を請することとした。</li> </ul>	○
	国際機関との連携及び国際社会への貢献	・国際社会における原子力安全向上に向けて相応の貢献を行うとともに、世界の知見等を情報収集し、必要に応じ、我が国の原子力規制の継続的改善に向けて適切な対応を行う。 ・庁内の国際活動のマネジメント、情報共有、フォローアップ等のシステムを適切に機能させる。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年に開始した国際社会における原子力安全向上及び我が国の原子力規制の継続的改善に向けた庁内の戦略的な対応のための仕組みの下、平成29年度の概ねの活動は、全体として見ると順調かつ組織的に実施された。それにより、多国間の国際会議や二国間の枠組みを通じて、我が国の規制の知見や情報(例:2011年以降に新たに導入した規制(新規制基準、HEAF、降下火砕物等)、東京電力福島第一原子力発電所における規制)の発信やIAEA安全基準委員会(CSS)をはじめとする安全基準等に関する検討への参画を行うとともに、IAEAの安全基準の検討状況や米国NRCのROPの経験をはじめとする世界の規制情報を収集し、庁内関係部署に共有した。これらのことから、平成29年度においては施策目標を概ね達成している。</li> <li>今後とも、当該仕組みが適切に運用され、その一層の定着が図られるとともに、庁内の国際活動に関する共通事項に係るマニュアルや仕組みの充実など限られたリソースの中でより高い効果を出すための改善に継続的に取り組むことが課題である。</li> <li>平成30年5月21日から6月1日までの廃棄物等合同条約第6回検討会合に向けて、関係省庁と協力して、国別報告を期限までに提出したところであり、各国に対する質問等の提出や各国からの質問に対する回答作成、検討会合への参画準備などに適時適切に対応した。</li> </ul>	○

測定指標	国際人材の確保及び育成に係る取組	目標		施策の進捗状況(実績)	達成
		目標	目標年度		
		・国際人材、国際ピア・レビュー人材の質・量が向上させる。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の国際活動に係る力量向上の観点から、関係部局で連携しながら、海外への職員の長期派遣等の促進に積極的に取り組んだ。</li> <li>・ IAEAのサイドイベントや国際会議、二国間会合などの場で中堅職員を中心に発表・出張の機会の拡大や人事評価への反映の呼びかけに取り組んだ。</li> <li>・ 国際室及び人事課で協力して廃棄物等合同条約や安全条約のレビュープロセスの職員を公募した。</li> </ul>	○

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通)		相当程度進展あり(△)	
	(判断根拠)			
	測定指標を概ね達成したため。(◎:1/11、○:9/11、△:1/11、×:なし)			
施策の分析	<p>【施策全体としての達成状況に関する認識】 (原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保) 平成29年度は、特に、原子力規制委員会における5年間の振り返りにより、委員長交代後も堅持すべき理念について再確認がなされるとともに、委員による現場視察及び地元関係者等との意見交換開始、ホームページのアクセシビリティの向上による外部とのコミュニケーションの改善等が図られた。 これらにより、「組織理念」、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に照らし、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性は、原子力規制委員会及び原子力規制庁において健全に保たれていると認識。</p> <p>(組織体制及び運営の継続的改善) 平成29年度は、特に、新検査制度等に対応する組織の再編、原子力規制委員会における5年の振り返りや次年度の重点課題の議論、PDCAサイクルの統合的運用などマネジメントシステムの改善、IRRSフォローアップミッション受入れの準備の開始等が図られた。 これらにより、「原子力規制委員会マネジメント規程」及び「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」に基づく組織運営の改善を着実に推進していると認識。</p> <p>(国際社会との連携) 平成28年から開始した国際関係の業務に関する情報共有や職員派遣を調整する仕組みを適切に運用し、29年度は、特に、CSS(IAEAの安全基準委員会)などの重要な多国間会合等についての確に対応するとともに、委員がOECD/NEAのワーキンググループの議長に就任するなどの国際的な役割を担った。 これらにより、国際社会との連携に適切に対応していると認識。</p>			
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策目標の達成に向けた次年度の課題等】 (原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保) 引き続き、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の維持するための取組を継続する。 特に、業務運営の透明性の確保の原則を堅持しつつ、形式主義を排した実効性のある行動となるよう、不断の見直しを図る。</p> <p>(組織体制及び運営の継続的改善) 引き続き、外部の有識者・専門家等の意見を聴きつつ、運営の継続的改善を図る。 特に、規制機関のマネジメントシステムについて、改善ロードマップに基づき、取組を推進する。 また、IRRSフォローアップミッションの受入れに向けて、準備体制を整備する。 さらに、原子力規制事務所の位置づけの明確化を図る。</p> <p>(国際社会との連携) 引き続き、国際機関や諸外国の原子力規制機関との連携を図るとともに、国際人材の確保・育成に取り組む。特に、国際関係の業務に関する情報共有や職員派遣の調整等を戦略的に行うための仕組みの定着を図るため、庁内の国際活動に関するマニュアルや仕組みの充実を進める。</p>			

学識経験を有する者の知見の活用	◎原子力規制委員会政策評価懇談会 ◎原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○平成29年度原子力規制委員会年次報告(6月12日国会提出)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任意)	大熊 一寛 総務課長、神田 忠雄 監査・業務改善室長、関 雅之 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、市村 知也 原子力規制企画課長、小野 祐二 安全規制管理官(実用炉審査担当)、宮本 久 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、青木 一哉 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、金子 修一 検査監督総括課長、古金谷 敏之 安全規制管理官(実用炉監視担当)、金城 慎司 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------	--------------------	---	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会29-②)

施策名	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施					
施策の概要	原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。					
達成すべき目標	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	625	536	686	708
		補正予算(b)	▲ 1	-	-	-
		繰越し等(c)	8	-	▲ 2	-
		合計(a+b+c)	632	536	684	-
	執行額(百万円)	437	438	554	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017					

測定指標	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値				
		-	0件	26年度	27年度	28年度	29年度	○
		-	0件	0件	0件	0件	0件	
		-	0件	0件	0件	0件	0件	
	原子力災害対策特別措置法第15条による報告件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値				
		-	0件	26年度	27年度	28年度	29年度	○
		-	0件	0件	0件	0件	0件	
		-	0件	0件	0件	0件	0件	
公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値					
	-	0件	26年度	27年度	28年度	29年度	○	
	-	0件	0件	0件	0件	0件		
	-	0件	0件	0件	0件	0件		
法案審議への対応	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	・国会の理解を得られるよう法案審議に真摯に対応する。	平成29年度	・前年度から引き続き第193回通常国会での審議において、環境委員会における審査等に真摯かつ的確に対応し、円滑に審議が進んだため、改正法は、平成29年4月14日に公布、一部施行された。				◎	
法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	・規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討をする。	平成29年度	<p>【原子力規制企画課、研究炉等審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止措置実施方針の記載事項や公表方法等の制度の詳細を定めるため、関連する政令、規則及びガイドについて検討を行い、11月に原子力規制委員会決定された。関係法令については12月に公布された。</li> <li>・関係政令・規則等の検討に当たっては、関係事業者等からの意見を聴取するために公開会合を計3回開催して原案を作成した上で、行政手続法に基づくパブリックコメントの募集を行うなどきめ細やかな対応を行った。</li> </ul> <p>【核燃料施設審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉内等廃棄物の埋設等に関する関係規則及びALARAの適応等の整備に向けた検討を、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム会合において実施し、その結果を委員会にて諮った。その後事務局として規制委員会での審議の補佐を行った。</li> <li>・廃棄物埋設に関する必要な規制を整備する改正法の施行に合わせて、第二種廃棄物埋設事業に関する規則等の改正に向けた準備を行った。</li> </ul> <p>【検査監督総括課】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法案の準備段階から継続的に関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行い、早い時期における施行部分については、パブリックコメントの実施を経て、確実に施行した。</li> <li>・検討チーム等における検査制度の詳細検討については、検討の進捗に応じて随時検討チーム会合(10回)、ワーキンググループ(16回)を開催し、運用の準備に当たり優先度の高いものから継続的な検討を行った。</li> <li>・当初の予定では年度内に新検査制度の試運用に向けて、必要な規則案・運用ガイド案等の作成を終了させることとしていたが、試運用の準備の段取りに併せて、平成30年10月の試運用開始にまでに、順次必要な文書が整備されるよう作業スケジュールを再度設定し、作業を進めているところ。</li> </ul> <p>【実用炉監視部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査制度の見直しについて、詳細な制度運用の検討への協力を実施した。具体的には以下のとおり。</li> <li>・検査ガイド(案)を一式作成するべく作業中。これまでに3つの検査ガイド(案)を作成。うち2つは、2つのサイトで試行した(川内:9/20-21、高浜:9/27-28)。</li> <li>・また、検査制度の見直しに関する検討チーム及びWGについて、資料作成に協力したほか、会合及びWGに参加した(第10回WG(8/2)、第11回WG(9/13))、第9回会合(10/2)、第12回WG(11/13)、第13回WG(12/4)、第14回WG(12/20)、第10回会合(1/29)、第15回WG(2/26)、第16回WG(3/19)</li> <li>【参考(実用炉監視部門発足前)】第8回WG(4/27)、第9回WG(6/26)</li> <li>・来年度からの新しい検査官教育プログラム開始に向け、検査グループ各職や原子力安全人材育成センターと検討を実施中。</li> </ul> <p>【核燃料施設等監視部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査制度の見直しについて、詳細な制度運用の検討への協力を実施した。具体的には以下のとおり。</li> <li>・平成30年度に加工施設において検査ガイドを用いた試行を実施するため、平成29年度において、検査ガイド(案)を13件作成した。</li> <li>・また、検査制度の見直しに関する検討チーム会合及び検査制度の見直しに関する検討WGの資料作成に協力したほか、同会合及びWGに参加した(第13回WG(12/4)、第10回会合(1/29))。</li> <li>・来年度からの新しい検査官教育プログラム開始に向け、検査グループ各職や原子力安全人材育成センターと研修カリキュラム検討等を実施中。</li> </ul> <p>【専門検査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新検査制度に関して、計画的に原子力規制検査の個別検査項目に係る検査ガイド(試行版)の作成及びレビュー作業を進めることができた。また、検査制度の見直しに関する検討チーム会合及びワーキンググループに参画し、検査制度の仕組みの検討を行った。</li> <li>・新検査官制度における検査官養成のための研修カリキュラム検討、研修内容及び資料の準備を滞りなく進めることができた。</li> </ul>				○	

		目標		施策の進捗状況(実績)	達成
			目標年度		
測定指標	保安検査の在り方に関する検討	・保安検査・保安調査ガイド・マニュアルの改定を行う。	平成29年度	<p>【検査監督総括課】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度第2回原子力規制委員会(平成28年4月13日)において発電用原子炉設置者に対して指示した30指標の収集、取りまとめ及びその結果の報告について、平成29年6月及び7月に各発電用原子炉設置者から平成28年度分報告を受領した。</li> <li>組織改編に伴う保安検査・保安調査ガイド・マニュアルの改定を行った。</li> <li>四半期ごとの保安検査の結果のとりまとめにおいて、新検査制度のリスク情報の活用等の視点を取り入れることとし、現行制度が将来の制度改正に円滑に移行できるよう手当てした。</li> </ul> <p>【実用炉監視部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織改編を反映するため、平成29年9月22日付けで保安検査・保安調査ガイドの改定及び保安検査実施マニュアルの制定を行った。</li> <li>平成29年8月2日の委員会における指摘等を踏まえ、シビアアクシデント等要員訓練のうち立会いを実施したのものについては気付き事項未済であっても保安検査報告書に記載すること等を規定するため、平成30年1月10日付けで保安検査・保安調査ガイドの改定を行った。</li> </ul> <p>【核燃料施設等監視部門】○</p> <p>※核燃料施設等に係る保安検査・保安調査ガイドの改定の改定等については「核燃料施設等に係る保安検査等の実施」に取組を記載。</p>	○
	被規制者との安全性向上に係る意見交換	・計画に従い、効果的な意見交換をする。	平成29年度	<p>① 経営責任者(CEO)との意見交換については、現在3巡目に入っており、事業者からの安全性向上に対する取組の説明内容に特段変化がないものになりつつあるが、定期的意見交換の場を設けることで同意見交換実施前よりも円滑なコミュニケーションにつながっている。</p> <p>② CEO会議での議論の中で担当者レベルでの意見交換が可能な場の設定について事業者から提案されたことを受け、検討を開始したところ。</p> <p>③ 原子力部門の責任者(CNO)との意見交換については、事業者、当方での議題の調整に時間を要し、当初予定していた2、3ヶ月に1回程度の頻度での開催が難しくなっている側面はあるが、株式会社神戸製鋼所のデータ改ざん問題に関する事業者の対応状況の聴取や原子力事業者防災訓練に係る課題、対応の方向性について事業者と議論する場として活用した。また、上記②を受けて、3月28日のCNOとの意見交換において、規制当局と事業者双方のニーズに応じて、具体的な技術的事項について担当者レベルでの意見交換の場を設けることについて議論した。</p> <p>④ 原子力規制委員会の5年間の振り返りの議論の中で提案があった、委員による現場視察及び地元関係者との意見交換を開始することとなり、12月に大飯発電所の視察、2月に玄海原子力発電所の視察及び佐賀県オフサイトセンターにおいて関係自治体等と意見交換を実施した。</p>	○
	実用発電用原子炉に係る新規基準適合性審査・検査の実施	・審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、厳正かつ適切に審査や検査を実施する。	平成29年度	<p>【原子力規制企画課】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の審査は、技術的能力にかかる審査の一環として、通常より丁寧に調査したものであり、具体的には経営責任者からの意見聴取、柏崎刈羽原子力発電所における安全確保に関する事業者への意識調査等を行った。</li> </ul> <p>【実用炉審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新基準適合性審査の進捗や論点を第18回(平成29年6月28日)及び第50回(平成29年11月22日)原子力規制委員会において報告した。</li> <li>事業者からの申請に基づき、審査会合及びヒアリングを実施し、新基準への適合性について厳正かつ適切に審査を進めた。また、事業者から申請のあった廃止措置計画について、現地確認及びヒアリングの結果を踏まえ、厳正かつ適切に審査を進めた。</li> <li>行政手続法により実施することとされているものではないが、審査の内容及び結果をまとめた審査書(案)に対する科学的・技術的意見を広く一般から募集し、頂いたご意見に対する考え方をまとめるとともに、そのご意見を踏まえて審査書(案)に必要な修正を行うなど、審査書の更なる改善・充実に努めた。</li> </ul> <p>【地震・津波審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告し、厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>発電所ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めするなど適切に対応した。</li> <li>事業者の準備状況により審議の進捗が変動することから、状況を見つつ、短期的なスパンでの目標を定めて進めた。</li> </ul> <p>【専門検査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施するため、部門内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集を実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有効活用を図った。また、今般、明らかになった検査データの改ざん問題に関し、被規制者による検査対象設備への影響評価を確認した上で、検査を厳格及び適切に実施した。</li> <li>使用前検査の検査対象設備に対する技術基準要求への適合確認や溶接安全管理審査の過去の指摘事項に対するフォローアップの確認のため様式を定め、各検査に関する事務手続に反映した。</li> <li>検査終了後、標準処理期間内に処理を行い、効率的な業務運営を図った。</li> </ul>	○
測定指標	実用発電用原子炉に係る保安検査の実施	・事業者の保安活動の向上につながる検査をする。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安検査等を適切に実施し、事業者の保安活動を確認した。</li> <li>平成29年度第1回保安検査(平成29年8月2日委員会報告。違反1件)</li> <li>平成29年度第2回保安検査(平成29年11月15日委員会報告。違反2件)</li> <li>平成29年度第3回保安検査(平成30年2月14日委員会報告。違反8件)</li> <li>平成29年度第4回保安検査(平成30年5月16日委員会報告。違反5件)</li> <li>また、違反には至らないものの不適切な保安活動については注意文書や指導文書を発出した。</li> <li>注意文書: 2件 平成29年7月26日 玄海、平成30年3月2日 東通</li> <li>指導文書: 7件 平成29年10月12日 敦賀、平成29年6月29日 川内、平成29年9月12日 川内、平成29年10月20日 玄海、平成30年1月11日 敦賀、平成30年1月18日 志賀、平成30年2月28日 敦賀</li> </ul>	○

		目標		施策の進捗状況(実績)	達成
			目標年度		
測定指標	核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査等の実施		平成29年度	<p>【研究炉等審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規規制基準の適合性審査に関し、実用炉の審査方法を基本としつつ、試験研究炉の個々の特性、リスクの程度等を総合的に勘案し、津波、竜巻、火山及び森林火災に対して安全上重要な施設はないことを確認した上でグレーデッドアプローチを適用することによって性能要求水準を設定し、安全を確保しつつ合理的な審査を実施するとともに、必要に応じ事業者に規制の考え方の解説等を実施した。</li> <li>STACYの審査では原子力委員会に申請内容の特徴を踏まえ確認を行いつつ許可処分を行った。</li> <li>廃止措置計画については、日本原子力研究開発機構のJRR-4及びTRACYに対して、平成29年6月7日に認可を行った。</li> </ul> <p>【核燃料施設審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規規制基準に係る適合性審査に関し、サイクル施設の個々の特性、リスクの程度等を総合的に勘案し、グレーデッドアプローチを適用することによって、安全を確保しつつ合理的な審査を実施した。また、ヒアリング等において必要に応じ事業者に規制の考え方の解説等を実施した。</li> <li>新規規制基準適合性審査の進捗や論点を第18回(平成29年6月28日)及び第50回(平成29年11月22日)原子力規制委員会において報告した。</li> </ul> <p>【地震・津波審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告し、厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど適切に対応した。</li> <li>事業者の準備状況により審議の進捗が変動することから、状況を見つつ、短期的なスパンでの目標を定めて進めているところ。ヒアリングにおいて事業者に準備状況を確認しつつ、効率的な審査を心がけた。</li> </ul> <p>【核燃料施設等監視部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都大学臨界実験装置(KUCA)及び京都大学研究用原子炉(KUR)について、使用前検査及び施設定期検査を実施し、認可された設計及び工事の方法に従って工事が行われていること、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則に適合していること等を確認し、京都大学臨界実験装置(KUCA)については平成29年6月20日に使用前検査及び施設定期検査に合格したと認め、使用前検査合格証及び施設定期検査合格証を交付した。また京都大学研究用原子炉(KUR)については平成29年8月24日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付し、平成29年8月25日に施設定期検査に合格したと認め、施設定期検査合格証を交付した。</li> </ul>	○
	核燃料施設等のその他の検査等の実施		平成29年度	<p>【研究炉等審査部門】△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>核燃料物質使用施設の変更許可や保安規定の審査において、必要以上に時間を要した事例が多数あり、施設や申請の特徴を踏まえて適正期間に処理することに改善を要する状況であったが、施設や申請の特徴を踏まえ、リスクに応じた審査を行うことにより処分等を行った。</li> </ul> <p>【核燃料施設審査部門】△</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施した。</li> <li>部門で受理した保安規定変更認可申請に係る処分を行うに当たり必要以上に時間を要した事例があったため、要改善事項として報告した。是正処置としては、審査案件毎に、処分目安を設定し、安全規制管理官が審査状況を毎週確認することとした。</li> </ul> <p>【核燃料施設等監視部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料施設等については、新規規制基準適合性審査の認可如何に関わらず、年1回の施設定期検査を行うとともに、機器の更新等に伴う使用前検査、施設検査を実施した。</li> </ul>	△
	核燃料施設等に係る保安検査等の実施		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料施設等(加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉及びその付属施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び特定原子力施設)に対する保安検査については、平成29年度は39施設に対し保安検査を適切に実施した。</li> <li>他の施設で発生したトラブル等の原因について、事業者が水平展開により対策等を実施しているか保安検査等で確認した。具体的には、平成29年度第2回保安検査において、すべての核燃料施設等に対し、平成29年6月6日に発生した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の被ばく」を踏まえた予防処置活動が実施されているかについて確認した。さらに、平成29年度第2回保安検査において判明した「日本原燃株式会社再処理事業所において確認された保安規定違反」を踏まえ、平成29年度第3回保安検査において、一部の加工施設及び試験研究用等原子炉施設に対し、同様の事象が発生することを防止するための処置が適切に行われているかどうかについて確認をした。</li> <li>核燃料施設等保安検査実施要領、核燃料施設等保安検査実施マニュアル、保安検査・保安調査ガイド等を改定し、核燃料物質の使用施設に対しては、当該施設が有するリスク等を考慮した保安規定違反の考え方について明確化するとともに、核燃料施設等に対する保安検査報告書の記載方法の標準化、平成29年7月の組織改編を踏まえた所掌業務の整理等を実施することで、保安検査総括業務の効率化を図ることができた。</li> <li>平成30年1月10日の委員会報告「現行の検査制度の運用における新検査制度の考え方等の活用について」を踏まえ、平成29年第3四半期の保安検査の結果報告においては、保安規定違反(監視)について、是正に向けて規制上の関与が必要な事項を中心に説明する等、メリハリを付けて報告した。</li> </ul>	○
核燃料施設等に係る立入検査の実施		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条各号に該当しない施設を有する核燃料物質使用者及び核原料物質使用者に対する計画的な立入検査については、平成29年度は15事業所にて計画的な立入検査を実施し、法令の遵守状況や許可との整合等について適切に確認した。立入検査の結果、放射線業務従事者に対する保安教育の記録作成不備等について指摘し、対応を行った。</li> </ul>	○	

測定指標	目標		実施の進捗状況(実績)	達成
	目標	目標年度		
測定指標	原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	・事業者の対応の適切性を独立した立場で確認・評価する。	平成29年度	○
	【実用炉監視部門、緊急事案対策室】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・東海第二発電所廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定(法令報告)：平成28年7月25日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年10月25日 委員会報告 ・志賀2号機原子炉建屋等への雨水の流入：平成28年12月26日 原因・対策の報告を受領、事業者からの報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年1月10日 委員会報告 ・島根2号における中央制御室空調換気系ダクト腐食(法令報告)：平成29年3月9日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年1月31日 委員会報告 ・日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプの損傷：平成29年03月21日 原因・対策の報告を受領、事業者からの報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年6月7日 委員会報告 ・中部電力株式会社浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定(法令報告)：平成29年11月20日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査中 ・中部電力株式会社浜岡原子力発電所廃棄物減容処理装置建屋における放射性物質の漏えいに伴う立入制限区域の設定(法令報告)：平成30年1月18日 法令報告受領、詳細確認中  【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成	
	実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施	・期限を念頭に置きつつ、運転期間延長に係る審査を厳正かつ適切に実施する。	平成29年度	○
	【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成	
	実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施	・高経年化対策制度に基づく保安規定の変更認可について、厳正かつ適切に審査する。	平成29年度	○
	【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成	
	原子炉の停止等に係る判断目安の検討	・必要なデータ収集を行い、検討をする。	平成29年度	○
	【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成	
	原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価	・モニタリングを実施している事業者からの報告を適切に評価する。	平成29年度	○
	【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成	
高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応	・監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施する。	平成29年度	○	
【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成		
東海再処理施設の廃止措置に係る対応	・監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施する。	平成29年度	○	
【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成		
新規基準適合性審査等の結果の丁寧な説明	・原子力規制委員会が行った新規基準適合性審査等の結果について、立地自治体等の要請を踏まえて、丁寧に分かりやすく説明を行う。	平成29年度	△	
【核燃料施設等監視部門】○ ・以下のように対応を実施中(主要な法令報告案件等を例示)。 〈法令報告案件等〉 ・日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(北地区)燃料研究棟における核燃料物質の飛散による作業員の汚染等に係る事故(法令報告)：平成29年7月21日、平成29年9月29日、平成29年12月27日、平成30年2月13日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成30年2月21日 委員会報告 ・原子燃料工業株式会社熊取事業所第2加工棟第2-2混合室(管理区域内)におけるウラン粉末の漏えい(法令報告)：平成29年11月10日 原因・対策の報告を受領、事業者の報告を精査及び都度面談を実施し、平成29年11月8日 委員会報告		達成		

測定指標		目標		施策の進捗状況(実績)	達成
			目標年度		
測定指標	安全性向上評価に関するガイドの充実と制度の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者からの届出について適切に確認する。</li> <li>加工施設及び再処理施設の運用ガイドの改正に向けた検討を行う。</li> <li>記載内容の改善を図る検討を行う。</li> </ul>	平成29年度	<p>【実用炉審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のプラントについて届出書が提出された。               <ol style="list-style-type: none"> <li>川内原子力発電所1号炉</li> <li>川内原子力発電所2号炉</li> <li>高浜発電所3号炉</li> </ol> </li> <li>実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合を開催し、届出書について運用ガイドに基づき確認を行い、事業者の提出する安全性向上評価届出等の記載内容に係る改善事項をとりまとめ、平成29年度第59回原子力規制委員会(平成30年1月17日)において報告し了承された。</li> </ul> <p>【核燃料施設審査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイドの見直しに向けた検討を行うとともに、技術基盤グループで検討を進めているリスク評価手法の例の進捗状況をフォロー及び検討内容の整理を行った。</li> </ul>	○
	原子力安全と核セキュリティの両立のための効率的な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の運用開始に際し適切に対応する。</li> <li>被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を進める。</li> </ul>	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護秘密を取扱う者に対する信頼性確認のための制度が平成30年度から運用開始される見込みであることを受け、原子力規制部内における同制度の対象者等について検討を行った。</li> <li>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図るため、それぞれの措置に対する影響の考慮を被規制者に対し求める仕組みについて、検討を進めた。</li> <li>核物質防護措置による原子力安全への影響等の考慮に係る被規制者の取組状況を審査等を通じて確認する仕組みについて検討を行い、関係課室との情報共有や意見交換等を実施しつつ、年度内に庁内の対応方針を取りまとめた。</li> </ul>	○
	放射線障害防止法に係る制度整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討をする。</li> </ul>	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>IRRS報告書の指摘事項等を踏まえて第193回国会に提出した改正法は、平成29年4月に成立・公布された。</li> <li>廃棄に係る特例を含む改正法第4条改正については、平成29年12月に関係政令を公布した。平成30年1月には、平成29年8月に開催した第9回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、危険時の措置の事前対策、継続的な改善活動を含む関係規則を公布した。(平成30年4月施行)また、平成29年12月13日の第55回原子力規制委員会において、事故等の報告に関する解釈、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド、登録認証機関等に対する立入検査ガイド及び登録認証機関等における設計認証業務規程の審査基準を決定した。</li> <li>特定放射性同位元素の防護措置を含む改正法第5条改正については、平成29年10月に開催した第10回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、関係法令の改正に係る作業を進めている。(平成31年9月頃施行予定)</li> </ul>	○
	放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素等許可届出使用者等から提出される申請についての審査及び同使用者等への立入検査を厳正かつ適切に実施する。</li> <li>登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に実施する。</li> </ul>	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線障害防止法に基づき、平成29年度は255件の立入検査を実施した。</li> <li>登録認証機関等(17機関)のうち、平成29年4月以降の法令改正により業務規程の変更を要する登録試験機関等を含む約半数の8件に対して、平成29年12月に決定した登録認証機関等に対する立入検査ガイドに基づき、立入検査を実施した。</li> </ul>	○



評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通) 相当程度進展あり(△) (判断根拠) 測定指標を概ね達成したため。(◎:1/25、○:22/25、△:2/25、×:なし)
	施策の分析	<p>(原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善) 改正法が、第193回通常国会で可決され、平成29年4月14日に公布された。 改正法の成立に伴い、核燃料物質の使用者及び国際規制物質使用者に係る規制の適正化、廃止措置実施方針に係る制度整備、廃棄物埋設に係る規制制度の見直しに係る検討及び検査制度の見直しに係る検討を行い、順次関係政令、規則等の整備を行った。</p> <p>(原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定した新規制基準に照らし、事業者からの設置変更許可申請等について、科学的・技術的に厳格な審査・検査を行っているところ。 平成29年度は、実用発電用原子炉については、関西電力株式会社大飯発電所3号炉及び4号炉並びに東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更の許可等をした。核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の定常臨界実験装置(STACY)及び原子炉安全研究炉(NSRR)の設置変更の許可等をした。また、グローバル・ニュークリア・フューエル・ジャパン、日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所、三菱原子燃料株式会社(加工施設)、原子燃料工業東海事業所(加工施設)及び原子燃料工業熊取事業所(加工施設)に対して事業変更の許可をした。</p> <p>また、使用前検査、施設定期検査、保安検査等の着実な実施、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認、発電用原子炉の運転延長認可に係る審査、火山活動のモニタリングに係る検討、震源を特定せず策定する地震動に関する検討、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応、東海再処理施設の廃止措置等に係る対応、審査結果等の丁寧な説明、安全性向上評価に係る対応等を行った。</p> <p>(放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善・放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施) ・IRRS報告書の指摘事項等を踏まえて第193回国会に提出した改正法は、平成29年4月に成立・公布された。 ・廃棄に係る特例を含む改正法第4条改正については、平成29年12月に関係政令を公布した。平成30年1月には、平成29年8月に開催した第9回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、危険時の措置の事前対策、継続的な改善活動を含む関係規則を公布した。(平成30年4月施行)また、平成29年12月13日の第55回原子力規制委員会において、事故等の報告に関する解釈、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド、登録認証機関等に対する立入検査ガイド及び登録認証機関等における設計認証業務規程の審査基準を決定した。 ・特定放射性同位元素の防護措置を含む改正法第5条改正については、平成29年10月に開催した第10回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームにおける検討等を踏まえ、関係法令の改正に係る作業を進めている。(平成31年9月頃施行予定)</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>(原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善) ・次年度も引き続き、関係事業者等からの意見を聴取しつつ、改正法各条項の施行時期に合わせて、適切な制度運用が実践できるよう準備を進め、適時・適切な関係政令、規則等の改正、体制整備を行う。 ・内外のトラブルや審査等を通じて得られた知見から規制に反映するべき事項を適切に抽出し、技術基盤グループ等との連携を図りつつ、適切に基準化の作業を進める。 ・また、施行した事項や現在運用している制度については、その実施状況を踏まえて改善すべき事案があれば対応を検討する。</p> <p>(原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施) ・引き続き、厳正かつ適切に審査及び検査を行うとともに、必要に応じ関係部署間の連携を図る。また、その他個別事案についても、検討に時間を要するものについては検討状況を委員会に報告することも含め、とりまとめ等に向け、遅滞なく検討を進める。また、生じた課題については、改善策を速やかに検討する。 ・工事計画等の後段規制においても早い段階から重要な技術的論点を整理し審査会合で審議するなど、効果的かつ効率的な審査が進められるよう努める ・新検査制度に円滑に移行できるよう、新検査制度の検討の進捗に合わせて、現行の検査制度の運用において実施可能な事項については随時取り入れていく。 ・新検査制度の施行時期を踏まえ、その運用に係る詳細な検討の進捗に合わせて、現行の保安検査等を運用するに当たっても、改めてグレーデッドアプローチの考え方を浸透させ、新たな制度の考え方などを取り入れつつ、円滑な制度の移行につなげる。</p> <p>(放射線障害防止に係る規制制度の継続的改善・放射線障害防止に係る規制の厳正かつ適切な実施) ・改正法第4条関係法令の施行を踏まえ、事業者への周知、説明を引き続き実施する。 ・改正法第5条関係法令の公布に向けて、各省協議、パブリックコメント等に適切に対応する。 ・改正法第5条関係法令の公布後は、当該法令の施行に向けて、防護措置の対象事業者を選任を義務付ける防護管理者の候補者向けの講習会、防護措置ガイドラインの作成等を行う。 ・法改正を踏まえた規制制度の検討及び運用においては、放射性同位元素の使用等に関して法目的を達成する上で特に留意すべきものは何かを把握すること及びグレーデッドアプローチを適用した適正な規制の実施を心掛ける。 ・また、放射線障害防止法に新たに防護措置の規制が加わることを踏まえ、セーフティに係る規制とセキュリティに係る規制が業務運営において一体化できるように、人材育成等において連携、調和を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	◎原子力規制委員会政策評価懇談会 ◎原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○平成29年度原子力規制委員会年次報告(6月12日国会提出)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)	村田 真一 事故対処室長、佐藤 暁 放射線防護企画課長、児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、西田 亮三 安全規制管理(放射線規制担当)、市村 知也 原子力規制企画課長、小野 祐二 安全規制管理官(実用炉審査担当)、宮本 久 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、青木 一哉 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、金子 修一 検査監督総括課長、古金谷 敏之 安全規制管理官(実用炉監視担当)、金城 慎司 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------	--------------------	---	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会29-③)

施策名	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等				
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況(百万円)	7,627	7,828	7,020	6,949
	当初予算(a)	-	▲ 188	481	-
	繰越し等(c)	▲ 405	▲ 322	▲ 236	-
	合計(a+b+c)	7,222	7,318	7,265	-
執行額(百万円)	6,509	6,297	6,325	-	-
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017				

測定指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)	達成
		目標年度		
東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導する。 ・実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可された実施計画に従った検査について、厳正かつ適切に実施する。	平成29年度	<p>【東京電力福島第一発電所事故対策室】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期的リスクの低減目標マップに示された事項において、3号機使用済燃料プール(SFP)のガレキ撤去時等における強化されたダスト飛散対策の実施・監視及び新事務本館建設が完了した。新事務本館の建設により、労働環境改善分野については、設備面での改善が相当程度進んだと評価できることから、当該分野については、当初の目標が完了したものと判断した。中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。</li> <li>・実施計画については、平成29年4月時点で審査中の変更認可申請は15件あり、平成29年度中さらに36件の申請及び3件の取り下げを受けた。そのうち、平成29年度において29件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(平成30年3月31日現在)一方、審査に長期間を要している申請があったことから、一時的に審査中の申請が22件となったことがあった。</li> </ul> <p>【専門検査部門】○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査等業務を円滑に実施するため、部門内及び他部署との調整並びに被規制者からの情報収集、資源の有効活用を図り、検査を厳格及び適切に実施できた。また、今般、明らかになった検査データの改ざん問題に関し、被規制者による検査対象設備への影響評価を確認した上で、検査を厳格及び適切に実施した。</li> </ul>	○
		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年12月、東京電力より、福島原子力事故における未確認・未説明事項の調査・検討結果第5回進捗報告を受け、内容について確認した。</li> <li>・サイト内における線量分布測定、ガンマカメラを用いた2号機オペレーティングフロア付近の線量分布推定等を行った。また、2017年9月、日本原子力学会において、福島第一原子力発電所構内における線量分布測定と線量低減について、発表を行った。</li> </ul>	○
		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECD/NEA/CSNI-BSAF2 (Benchmark Study of the Accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Project)計画に参加し、関連する解析評価技術に係る情報交換を実施した。</li> </ul>	○
		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合モニタリング計画に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表している。</li> <li>・平成26年から平成28年に実施したIAEAとの試験所間比較分析の結果について、IAEAより日本の海洋モニタリング結果は正確で高い技術水準を有していると、平成29年度に評価された。</li> <li>・平成29年10月にIAEA環境研究所の専門家等が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海にて海水、海底土及び水産物を採取した。</li> </ul>	○
継続的な事故の分析	・東京電力による調査の進捗状況を確認し、必要に応じて現地調査等を実施する。	平成29年度		○
事故の分析に係る情報発信等の取組	事故分析成果の海外への発信により国際的な原子力の安全向上に貢献する。	平成29年度		○
東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施	・モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表する。 ・IAEAとの共同モニタリングによりデータの信頼性についてIAEAから評価を受ける。	平成29年度		○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通) (判断根拠)	目標達成(○) 全ての測定指標を達成したため。(◎:なし、○:4/4、△:なし、×:なし)
	施策の分析	(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視) ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、今年度は29件認可した。 また、認可した実施計画の遵守状況について、現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動、保安検査、本庁施設検査官による使用前検査、溶接検査及び施設定期検査を実施するなど、東京電力の取組を監視している。  (中期的リスクの低減目標マップ) ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、今年度完了予定だったものについては、着実に進捗したものと評価する。  (東京電力福島第一原子力発電所の事故分析) ・事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。平成25年3月の原子力規制委員会で、技術的に解明すべき論点について、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、同5月から検討会を開催している。平成26年10月の原子力規制委員会で、「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」として、まずは、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会で未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている7つの事項を対象に、プラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、原子力規制委員会の見解を取りまとめた。平成29年度は、日本原子力学会において福島第一原子力発電所構内及び3号機オペレーティングフロアにおける線量分布測定と線量低減について、発表等を行った。  (放射線モニタリングの実施) ・東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを実施し、国内外に情報提供した。	
	次期目標等への反映の方向性	(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視) ・毎月行っていた事業者との審査進捗状況の確認の面談を隔週に増やし、審査対応が滞っている場合は、早急な対応を求めるとともに、審査経験の蓄積を活用し、審査の円滑化・効率化を図る。また、引き続き関連部署間の連携を図るとともに被規制者からの情報収集を遅滞なく行い、厳正かつ適切な検査に努める。  (中期的リスクの低減目標マップ) ・安全上の観点から優先順位を明確にした中期的リスクの低減目標マップを定期的に改訂し、完了した措置と引き続き監視が必要な措置を明示するなどして、処理した水や廃炉作業に伴って発生する廃棄物の処理等の対策が適切に行われるよう、監視・指導を行う。  (東京電力福島第一原子力発電所の事故分析) ・引き続き、事故分析の解明に向け、サイト内における測定可能箇所の線量測定を実施する。  (放射線モニタリングの実施) ・今後も総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供していく。	

学識経験を有する者の知見の活用	◎原子力規制委員会政策評価懇談会 ◎原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○平成29年度原子力規制委員会年次報告(6月12日国会提出)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)	辻原 浩 技術基盤課長、武山 松次 監視情報課長、今井 俊博 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室、宮本 久 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------	--------------------	---	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会29-④)

施策名	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築					
施策の概要	最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行い、それらに基づく規制基準の不断の見直しを行う。また、原子力規制人材の確保・育成を行う。					
達成すべき目標	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	12,503	13,135	12,209	11,154
		補正予算(b)	1,585	-	295	-
		繰越し等(c)	265	1,251	321	-
		合計(a+b+c)	14,353	14,386	12,825	-
	執行額(百万円)	11,221	12,050	10,594	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017					

測定指標	安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
	-	6件	6件	6件	6件	6件	63件	◎
	規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見をNRA技術報告・論文誌等で公表した件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
	-	20件	-	-	20件	20件	14件	△
	安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
		基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度ごとの実績値
	-	5件	5件	5件	5件	5件	15件	◎
	規制基準の見直し	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成
平成29年度		最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行う。 ・有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷対策、竜巻影響評価に関しては第1 四半期までに、使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵、発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関しては第2 四半期までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全文化及び原因分析のガイドについては、検討チームを5回実施した。</li> <li>規制基準等の随時見直しとして、審査の知見の反映である「地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る措置」、「動的機能保持に関する評価」、「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映」について規則等の改正を行った。また、「特定重大事故等対処施設の構造及び強度」、「内部溢水」について、規則等の改正を行った。</li> <li>有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷対策及び発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関して、規則等の改正、関連ガイドの制定・改定を平成29年度内に実施した。</li> <li>使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵について、平成29年10月に基準見直しの考え方を委員会に報告した。</li> </ul>				○	
民間規格の活用	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	平成29年度	・民間規格の活用の在り方については第2 四半期までに、維持規格の技術評価については第2 四半期までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学協会規格策定委員会への関わり等について、論点整理と庁内の意見調整に時間を要したため29年度内に実施することはできなかったが、見直し案の規制部との調整は1月に終了したので、学協会との意見交換も含め平成30年度上期に達成できる見通しが立った。</li> <li>維持規格の技術評価については、技術評価の過程で抽出された要検討課題に関して、規制要求すべきかどうかの判断材料集めと論点整理を行った。</li> </ul>				△	
廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	平成29年度	・中深度処分について、放射線防護基準の考え方を取り込んだ規制基準等の骨子案については第1 四半期までに、IRRSにおける課題を踏まえた原子力施設の廃止措置後のサイト解放基準の案については第1 四半期までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム及び原子力規制委員会での議論を踏まえ、ALARA(As Low As Reasonably Achievable)の概念を取り込んだ規制基準等の考え方を取りまとめた。平成29年度内の規制基準等の策定には至らなかったものの、上記の考え方を踏まえた規制基準等の案の取りまとめ及び意見募集を平成30年度上期に行える見通しが立った。</li> <li>サイト解放基準の案については、上記検討と並行して検討を進めているため当初の目標からは遅れているが、来年度上期には取りまとめることができる予定。</li> </ul>				△	
安全研究の積極的な実施	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	平成29年度	・安全研究の成果をNRA技術報告、論文等により積極的に公表する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成29年度以降の安全研究に向けて)」に基づき、13研究分野30件の安全研究プロジェクトを概ね計画通り実施した。その成果については、国内外の学会等で積極的に発表するとともに、NRA技術報告1件の取りまとめや学会等の論文誌への掲載、国際会議プロシーディングの公表を行っており、目標は達成した。</li> <li>成果公表の更なる推進のために、技術文書のカテゴリー及び承認プロセスを再検討し、研究成果の多様な公表を可能とする仕組みを整備した。</li> </ul>				○	
安全研究の方針に関する策定	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	平成29年度	・平成30年度以降の安全研究について、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成30年度以降の安全研究に向けて)」の策定を第1 四半期までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第21回原子力規制委員会(平成29年7月5日)において「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(平成30年度以降の安全研究に向けて)」を策定したことから、目標は達成した。</li> </ul>				○	
安全研究企画・見直し進め方に基づく着実な実施	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				達成	
	平成29年度	・安全研究プロジェクトの事前及び事後評価については第2 四半期までに、中間評価については第3 四半期までに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全研究プロジェクトの事後及び中間評価について、評価のあり方などの検討に時間を要したが、第63回原子力規制委員会(平成30年1月31日)において、20件の事後評価(平成28年度に終了したもの)、及び2件の中間評価(研究期間が5年以上で前回の中間評価から一定期間を経過したもの)それぞれについて、結果の了承を得た。期限内には達成できなかったが、30年度上期には安全研究の評価及び改善事項を着実に実施できる見通し。</li> <li>原子力規制庁が実施した安全研究プロジェクトの実施状況に関する平成29年度の年次評価の結果について、第68回原子力規制委員会(平成30年2月28日)において、マネジメントシステムの一部として原子力規制庁より報告し、目標を達成した。</li> </ul>				△	

	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)	達成
		目標年度		
国際共同研究プロジェクト活動への参画	・積極的に人材交流及び国際共同研究プロジェクト活動の参画を行う。	平成29年度	・安全研究に係る国際活動に関して、OECD/NEA CSNI傘下の各ワーキンググループ及び上級専門家会合SESAR/CAF2等について、JAEAと連携・協力した参画を進めており、目標を達成している。 ・人材交流として、原子力規制庁から13名の職員をJAEA安全研究センターに派遣するとともに、JAEA安全研究センターから3名の職員の規制庁への派遣を受け入れ、昨年度以上の実績があり、目標を達成している。合わせて共同研究による人材交流を促進するため、平成29年4月に策定した共同研究実施規程に基づき、平成29年度にJAEA安全研究センターと2件の共同研究を開始した。	○
		平成29年度	・国内外の事故・トラブルに係る情報について、公開情報はもとより、国際的枠組みや二国間の枠組を用いて前広に情報収集した。収集した情報については、担当レベルでスクリーニングした後、技術情報検討会(本年度内に5回開催)において同スクリーニング情報を精査した。 ・技術情報検討会については、一部の非開示情報を除き資料を公開するとともに議事概要を公開した。なお、同検討会については定期的に開催したが、委員の交代時期前後において開催間隔が通常より長くなるがあった。 ・また、精査の結果については、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会(本年度内に5回開催)へ報告し、助言を受けた。 ・更に、スクリーニング結果については、規制に反映すべき事項については適宜、それ以外のものについては、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における議論の後、原子力規制委員会に報告した。 ・事故・トラブル情報や事業者からの申請書の保存用のデータベースについては、必要に応じて職員に活用されている。	○
国内外のトラブル情報に係る収集・分析	・国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を十分に収集・分析する。	平成29年度	・国内外の事故・トラブルに係る情報について、公開情報はもとより、国際的枠組みや二国間の枠組を用いて前広に情報収集した。収集した情報については、担当レベルでスクリーニングした後、技術情報検討会(本年度内に5回開催)において同スクリーニング情報を精査した。 ・技術情報検討会については、一部の非開示情報を除き資料を公開するとともに議事概要を公開した。なお、同検討会については定期的に開催したが、委員の交代時期前後において開催間隔が通常より長くなるがあった。 ・また、精査の結果については、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会(本年度内に5回開催)へ報告し、助言を受けた。 ・更に、スクリーニング結果については、規制に反映すべき事項については適宜、それ以外のものについては、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における議論の後、原子力規制委員会に報告した。 ・事故・トラブル情報や事業者からの申請書の保存用のデータベースについては、必要に応じて職員に活用されている。	○
		平成29年度	【原子力規制企画課】△ ・規則案の準備や施行に際しては、原子力規制部内の意見を集約・反映に努めるとともに、事業者の意見を聴取すべく公開の会合を行うなどして、改正案及び経過措置期間が適切なものとなるように努めた。(例えば、HEAFについては、公開の会合等で改正案及び経過措置期間等につき事業者と議論を行った。) ・新たな規制につながる可能性のある事案について、検討に着手するまでに時間を要したことや、委員会に諮る予定の規則改正案(技術基盤課作成)について、原子力規制部内での検討時間に余裕がない場合が多々あった。このような問題を解消すべく、原子力規制企画課制度班の体制を見直し、同班が中心となり、原子力規制部内において審査を通じ新たに規制につながる可能性のある事案の掘り起こしを適切に行い、技術基盤課との連携の強化に向けて努めた。  【実用炉審査部門】○ ・動的機能維持、柏崎刈羽原子力発電所の審査知見並びに特定重大事故等対処施設の構造及び強度に関する規則等の改正を迅速に行い、規制基準に反映した。また、改正後の基準に基づき、厳正かつ適切に審査を進めた。  【核燃料施設等監視部門】○ ・実用炉発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正を受け、関係規則等への水平展開を図り、改正のための準備を進めた。  【地震・津波審査部門】○ ・審査で中長期課題となっていた「震源を特定せず策定する地震動」について事業者による検討に時間を要していたことから、昨年夏頃から庁内における検討を開始し、平成29年11月29日の原子力規制委員会において、「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」を設置し、検討を進める方針が了承された。この方針に基づき、下半期においては、年度内に検討チーム会合を3回実施するなど、精力的に検討を進めた。  【専門検査部門】○ ・実用炉規則表の改正及び基準等の改正に関して、検査等への影響がないことを確認した。  【実用炉監視部門】○ ・有毒ガス防護に係る基準規則等の改正を踏まえ、当該改正に係る経過措置期間中に起動し、又は起動状態にある発電用原子炉施設等については、空気呼吸具の配備を求めるとともに、保安検査等で確認していくこととしたことから(平成29年4月5日 原子力規制委員会決定)、高浜3.4号機、伊方3号機、川内1.2号機、大飯3.4号機及び玄海3.4号機において配備状況等の確認を行った。  【核燃料施設等監視部門】○ ・有毒ガス防護に係る基準規則等の改正を踏まえ、六ヶ所再処理施設については、空気呼吸具の配備を求めるとともに、配備状況については保安検査等で確認していくこととした。(平成29年4月5日 原子力規制委員会決定) ・なお、六ヶ所再処理施設については、委員会指示文書に定められた期日までに配備する方針であることを面談等にて確認した。	○
収集・分析した情報の規制制度への反映等	・規制制度に反映することが必要であると判断された場合に迅速に規制制度に反映する。また、規制制度を改正等した場合に、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適正に実施する。	平成29年度	【原子力規制企画課】△ ・規則案の準備や施行に際しては、原子力規制部内の意見を集約・反映に努めるとともに、事業者の意見を聴取すべく公開の会合を行うなどして、改正案及び経過措置期間が適切なものとなるように努めた。(例えば、HEAFについては、公開の会合等で改正案及び経過措置期間等につき事業者と議論を行った。) ・新たな規制につながる可能性のある事案について、検討に着手するまでに時間を要したことや、委員会に諮る予定の規則改正案(技術基盤課作成)について、原子力規制部内での検討時間に余裕がない場合が多々あった。このような問題を解消すべく、原子力規制企画課制度班の体制を見直し、同班が中心となり、原子力規制部内において審査を通じ新たに規制につながる可能性のある事案の掘り起こしを適切に行い、技術基盤課との連携の強化に向けて努めた。  【実用炉審査部門】○ ・動的機能維持、柏崎刈羽原子力発電所の審査知見並びに特定重大事故等対処施設の構造及び強度に関する規則等の改正を迅速に行い、規制基準に反映した。また、改正後の基準に基づき、厳正かつ適切に審査を進めた。  【核燃料施設等監視部門】○ ・実用炉発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正を受け、関係規則等への水平展開を図り、改正のための準備を進めた。  【地震・津波審査部門】○ ・審査で中長期課題となっていた「震源を特定せず策定する地震動」について事業者による検討に時間を要していたことから、昨年夏頃から庁内における検討を開始し、平成29年11月29日の原子力規制委員会において、「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」を設置し、検討を進める方針が了承された。この方針に基づき、下半期においては、年度内に検討チーム会合を3回実施するなど、精力的に検討を進めた。  【専門検査部門】○ ・実用炉規則表の改正及び基準等の改正に関して、検査等への影響がないことを確認した。  【実用炉監視部門】○ ・有毒ガス防護に係る基準規則等の改正を踏まえ、当該改正に係る経過措置期間中に起動し、又は起動状態にある発電用原子炉施設等については、空気呼吸具の配備を求めるとともに、保安検査等で確認していくこととしたことから(平成29年4月5日 原子力規制委員会決定)、高浜3.4号機、伊方3号機、川内1.2号機、大飯3.4号機及び玄海3.4号機において配備状況等の確認を行った。  【核燃料施設等監視部門】○ ・有毒ガス防護に係る基準規則等の改正を踏まえ、六ヶ所再処理施設については、空気呼吸具の配備を求めるとともに、配備状況については保安検査等で確認していくこととした。(平成29年4月5日 原子力規制委員会決定) ・なお、六ヶ所再処理施設については、委員会指示文書に定められた期日までに配備する方針であることを面談等にて確認した。	○
		平成29年度	・規制制度に反映することが必要であると判断された場合に迅速に規制制度に反映する。また、規制制度を改正等した場合に、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適正に実施する。	○
実務経験者に関する人材の確保	・平成29年度増員分に見合う、37名以上の採用者数を確保する。	平成29年度	・民間等の実務経験者35名の採用を行い、平成29年度の定員増員分に見合う採用者数を概ね確保した。	△
		平成29年度	・民間等の実務経験者35名の採用を行い、平成29年度の定員増員分に見合う採用者数を概ね確保した。	△
新規採用者に関する人材の確保	・20名程度の採用者数を確保する。 ・国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%以上とする。	平成29年度	・新人職員の採用について、25名の内定者(総合職4名、一般職15名、原子力工学系職員試験3人、研究職選考採用試験3人)を確保した。 ・国家公務員採用試験(総合職、一般職)からの採用者に占める女性の割合は31%(19名中6名)となり、目標の30%を上回った。	◎
		平成29年度	・新人職員の採用について、25名の内定者(総合職4名、一般職15名、原子力工学系職員試験3人、研究職選考採用試験3人)を確保した。 ・国家公務員採用試験(総合職、一般職)からの採用者に占める女性の割合は31%(19名中6名)となり、目標の30%を上回った。	◎
原子力規制人材育成事業に関する取組	・適切な規模(1000万円～3000万円程度)の事業を3件～10件程度採択する。	平成29年度	【評価(改善すべき点等)】 ・計画通り適切な規模の事業を5件採択し、補助金交付決定を完了した。 ・また、9月には採択事業者を集めた意見交換会を開催した。良好事例の紹介やディスカッションを行い、事業の質向上に向けた取組を開始した。	○
		平成29年度	【評価(改善すべき点等)】 ・計画通り適切な規模の事業を5件採択し、補助金交付決定を完了した。 ・また、9月には採択事業者を集めた意見交換会を開催した。良好事例の紹介やディスカッションを行い、事業の質向上に向けた取組を開始した。	○
新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備	・平成29年10月までに資格制度を整備し、運用を開始する。 ・平成30年度初頭から新たな資格制度に基づく研修・訓練が可能になるよう、年度末までに教育・訓練の実施体制の整備を完了させる。 ・新検査制度に向けて追加的に受講すべき研修の特定及び補充の研修の企画を行い、プラントシミュレータを活用しつつ研修を実施する。 ・原子力安全研修所の稼働率を60%以上にする。	平成29年度	・資格制度については、任用に関する訓令及び任用資格に係る細則類を7月に制定し、様式・帳簿類及び資格認定マニュアルを整備、危機管理対策資格、保障措置査察資格、原子力安全審査資格の口頭試験を実施し資格認定事務を開始した。 ・新たな資格制度に基づく研修・訓練については、各課と協力し全庁的な意見を集約し、平成30年度から始まる新課程を整備するとともに学習室やマニュアル類も整備し、実施体制の整備が完了した。 ・新検査制度に向けて追加的に受講すべき研修については、前倒しで行う研修について特定し、周知し、受講の促進を図るとともに、概略の対象者数を把握し次年度の研修計画に反映した。原子力安全研修所稼働率は63%を達成した。	○
		平成29年度	・資格制度については、任用に関する訓令及び任用資格に係る細則類を7月に制定し、様式・帳簿類及び資格認定マニュアルを整備、危機管理対策資格、保障措置査察資格、原子力安全審査資格の口頭試験を実施し資格認定事務を開始した。 ・新たな資格制度に基づく研修・訓練については、各課と協力し全庁的な意見を集約し、平成30年度から始まる新課程を整備するとともに学習室やマニュアル類も整備し、実施体制の整備が完了した。 ・新検査制度に向けて追加的に受講すべき研修については、前倒しで行う研修について特定し、周知し、受講の促進を図るとともに、概略の対象者数を把握し次年度の研修計画に反映した。原子力安全研修所稼働率は63%を達成した。	○

測定指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)	達成
		目標年度		
力量管理の運用と研修内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい検査制度に対応した教育訓練カリキュラムを踏まえた標準キャリアマップについて検討をすすめ、作成に着手する。</li> <li>・力量管理システムの利用促進策を取りまとめる。</li> <li>・検査官等以外の職員が力量管理の試行運用を開始し、これを踏まえて研修ニーズの分析を行い、研修企画に活用する。</li> </ul>	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新検査制度の標準キャリアマップへの反映については作業方針案を作成し、年度末までに力量検討会において検討した。</li> <li>・システムについては利用者からの評価を分析し、システム改修計画を作成。</li> <li>・原子力安全人材育成センターで先行的に実施した力量管理の試行運用結果から得られたノウハウを上期中にまとめ、下期に作成した庁内発注用資料により全庁への展開を行った。</li> <li>・検査官等以外の職員についても力量管理の試行運用を開始した。研修ニーズの分析・研修企画への活用については、実施していない。</li> </ul>	△
		平成29年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年9月に臨時人材育成推進会議にて、全課室の知識管理の取組を議論したことにより全庁的に知識管理への取組について前向きな雰囲気醸成でき、各部署の知識管理計画が整備された。年度末に各部署において実施する知識管理年度計画の実績評価フォーマットを作成し各課における知識管理計画の評価を行った。</li> <li>・原子力安全規制セミナーを当初計画どおり7回開催し、行政経験の伝承に貢献した。</li> </ul>
知識伝承・知識管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識管理ガイドに則し、部署ごとに知識管理計画を整備し、進捗状況の評価する。</li> </ul>	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年9月に臨時人材育成推進会議にて、全課室の知識管理の取組を議論したことにより全庁的に知識管理への取組について前向きな雰囲気醸成でき、各部署の知識管理計画が整備された。年度末に各部署において実施する知識管理年度計画の実績評価フォーマットを作成し各課における知識管理計画の評価を行った。</li> <li>・原子力安全規制セミナーを当初計画どおり7回開催し、行政経験の伝承に貢献した。</li> </ul>	
		平成29年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年9月に臨時人材育成推進会議にて、全課室の知識管理の取組を議論したことにより全庁的に知識管理への取組について前向きな雰囲気醸成でき、各部署の知識管理計画が整備された。年度末に各部署において実施する知識管理年度計画の実績評価フォーマットを作成し各課における知識管理計画の評価を行った。</li> <li>・原子力安全規制セミナーを当初計画どおり7回開催し、行政経験の伝承に貢献した。</li> </ul>

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通)	相当程度進展あり(△)
	(判断根拠)	測定指標を概ね達成したため。(◎:3/18、○:9/18、△:6/18、×:なし)
評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全研究、審査等で得られた知見に基づき、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策、降下火砕物対策、格納容器代替循環冷却系の設置等に係る規制等の改正を行い、規制基準の継続的改善を行った。</li> <li>・平成28年度から引き続き、炉内等廃棄物の規制基準について検討し、埋設終了後の放射線防護基準についてALARA(As Low As Reasonably Achievable)の考え方を取り入れて、今後規制基準及び審査ガイドを策定する予定。</li> </ul> <p>(安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づく安全研究プロジェクトの企画、実施及び評価、JAEA安全研究センターとの人事交流、OECD/NEA及びIAEA国際共同研究プロジェクトへの参画、国内外のトラブル情報の収集・分析を通して、最新の科学的・技術的知見の蓄積を行った。蓄積された知見については、「NRA技術報告」、論文誌、国際会議プロシーディング、学会発表等により公表した。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間等の実務経験者35名の採用を行い、平成29年度の定員増員分に見合う採用者数を概ね確保した。新人職員の採用について、25名の内定者(総合職4名、一般職15名、原子力工学系職員試験3人、研究職選考採用試験3人)を確保した。国家公務員採用試験(総合職、一般職)からの採用者に占める女性の割合は31%(19名中6名)となり、目標の30%を上回った。</li> <li>・原子力規制人材の育成については、人材育成の基本方針に基づく人材育成施策に則り、研修用プラントシミュレータを着実に整備するとともに、新しい検査制度等に的確に対応するため、検査官の資格付与の方法として新たな資格制度を今年度から導入した。これに対応した教育訓練の導入プログラム整備については、平成30年4月から開始できるよう最終的な整備を進めた。また、人材育成に資する力量管理については全職員への試行を進め、知識管理制度についてもセミナーの開催等により着実に職員に定着しつつある。</li> </ul>	
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>(最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性に係る当該最新知見の重要性及びそこから導かれる緊急性を勘案の上、必要に応じ随時実施することとし、規制基準の継続的改善に引き続き努める。</li> <li>・規制基準の改定に当たっては、原子力規制部及び法規部門等と連携を密にして、改正案件の精査を行い迅速かつ的確な対応を図る。</li> </ul> <p>(安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全研究の成果が原子力規制等において確実に反映されるよう、規制活動におけるニーズ、内外の最新技術動向等を踏まえ、安全研究の成果及びその活用方を明確化した上で安全研究プロジェクトを企画することとしており、科学的、技術的知見の蓄積に引き続き努める。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度も引き続き実務経験者の確保を継続的にを行い、定員数を概ね充足する。また、平成30年度も引き続き20名程度の新人職員の確保を図るとともに、女性職員の積極採用にも取り組む。今年度策定した教育訓練課程を実施し、効果的な運用を図る。</li> <li>・今後も引き続き人材育成施策を継続するとともに、それらの有効性を測定する方策を検討し、必要な改善を進めていく。</li> </ul>	

学識経験を有する者の知見の活用	◎原子力規制委員会政策評価懇談会 ◎原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○平成29年度原子力規制委員会年次報告(6月12日国会提出)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意)	森下 泰 人事課長、辻原 浩 技術基盤課長、市村 知也 原子力規制企画課長、小野 祐二 安全規制管理官(実用炉審査担当)、青木 一哉 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、大浅田 薫 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、古金谷 敏之 安全規制管理官(実用炉監視担当)、金城 慎司 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、門野 利之 安全規制管理官(専門検査担当)	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------	--------------------	--	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会29-5)

施策名	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施					
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。					
達成すべき目標	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4,105	4,233	4,027	3,769
		補正予算(b)	-	-	280	-
		繰越し等(c)	-	▲ 701	421	-
		合計(a+b+c)	4,105	3,532	4,728	-
	執行額(百万円)	3,352	3,250	4,367	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議					

測定指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)	達成
		目標年度		
測定指標	IAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPPASミッションで示された勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善を実施した。</li> <li>我が国はIAEAに対しIPPASフォローアップミッションを要請し、IAEAからは平成30年秋を目途に同ミッションを実施する旨の回答を得た。</li> <li>同ミッションの受入れに向け、IAEAと具体的な調整を行った。</li> </ul>	○
	職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する活動については、原子力規制庁職員に対する研修等を通じ、計画的かつ適切に取り組んだ。</li> </ul>	○
	内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の信頼性確認については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更について、原子力規制委員会が厳正に審査した結果、平成29年10月31日付で認可した。</li> <li>防護区域内への監視装置の設置については、対象となる上記事業者から平成29年9月20日までに申請された核物質防護規定の変更について、審査のために必要なデータの追加に対応しつつ厳正に審査等の処理を進めた。</li> </ul>	○
	関係政令、規則等の整備に関する取組	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の信頼性確認については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更について、原子力規制委員会が厳正に審査した結果、平成29年10月31日付で認可した。</li> <li>防護区域内への監視装置の設置については、対象となる上記事業者から平成29年9月20日までに申請された核物質防護規定の変更について、審査のために必要なデータの追加に対応しつつ厳正に審査等の処理を進めた。</li> </ul>	○
	核物質防護検査等の厳格な実施	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護検査において、個人の信頼性確認制度の開始に当たっての取組状況や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を重点的に行った。</li> </ul>	○
	我が国の保障措置活動の着実な実施	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行することができた。</li> <li>2016年(平成28年)の我が国における保障措置活動に対するIAEAの実施報告(平成29年6月16日公表)では、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得て、平成29年7月5日に原子力規制委員会において報告するに至った。</li> <li>保障措置機器の安全規制上の取扱い、評価手法、管理責任等の考え方に係る検討・調整については、本評価期間中に相応の進展が見られたが、引き続き、検討・調整を要する。</li> </ul>	○
	東京電力福島第一原子力発電所における保障措置	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせIAEAの要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組むことができた。</li> <li>IAEAがとりまとめた年次報告書では、福島第一原子力発電所に関して、保障措置拡大結論に悪影響を及ぼす記載は認められなかった。</li> </ul>	○

	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)	達成	
		目標年度			
測定指標	新たな保障措置検査項目に係る検討	・IAEAと合意する適切な時期に効果的に対応を講じる。	平成29年度	・国レベル保障措置手法に基づいて今後作成される予定である個別保障措置手法について、IAEAとの間で概念情報の共有の必要性に関して認識の乖離が生じた件について適時に協議を実施できた。	○
	我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成	・我が国の保障措置の取組に関する発信内容を、国際社会における我が国に対する信頼醸成に資するものとする。 ・採用、教育及びIAEA等への派遣等を計画的かつ効果的に行う。	平成29年度	・本評価期間中に開催された国際会議、その他IAEAや関係機関が主催する各種のトレーニング等における保障措置活動の紹介、原子力規制委員会ホームページへの掲載を通じて我が国の保障措置の取組について国際的に情報発信を行うことができた。 ・保障措置人材の育成については、人事課及び人材育成センターと連携を図り、査察官資格認定や査察官教育訓練カリキュラムの策定を計画的に実施することができた。	○
	原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督	・核物質管理センターにおけるガバナンス体制を強化する。 ・暫定的な対策が着実に実施される。本格的な対策の準備が着実に進捗する。	平成29年度	・公益財団法人核物質管理センターに対し、適宜必要な指導・監督を行い、情報セキュリティ対応能力の向上を確認することができた。情報セキュリティシステムの強化については、計画的に進捗していることを確認した。	○
	原子力安全と核セキュリティの両立のための効果的な連携(再掲)	・制度の運用開始に際し適切に対応する。 ・被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を進める。	平成29年度	・核物質防護秘密を取扱う者に対する信頼性確認のための制度が平成30年度から運用開始される見込みであることを受け、原子力規制部内における同制度の対象者等について検討を行った。 ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図るため、それぞれの措置に対する影響の考慮を被規制者に対し求める仕組みについて、検討を進めた。 ・核物質防護措置による原子力安全への影響等の考慮に係る被規制者の取組状況を審査等を通じて確認する仕組みについて検討を行い、関係課室との情報共有や意見交換等を実施しつつ、年度内に庁内の対応方針を取りまとめた。	○

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通)	目標達成(○)
	(判断根拠)	全ての測定指標を達成したため。(◎:なし、○:11/11、△:なし、×:なし)
評価結果	施策の分析	<p>(核セキュリティ対策の強化)</p> <p>平成29年度は以下のとおり、前年度に引き続き核セキュリティ対策の強化、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行った。これにより平成29年度は前年度より確実に進捗させることができたものと認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPPASミッションで示された勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善を実施した。</li> <li>・我が国はIAEAに対しIPPASフォローアップミッションを要請し、IAEAからは平成30年秋を目途に同ミッションを実施する用意がある旨の回答を得た。</li> <li>・同ミッションの受入れに向け、IAEAと具体的な調整を行った。</li> <li>・個人の信頼性確認については、対象となる発電用原子炉設置者、再処理事業者等から申請された核物質防護規定の変更について、原子力規制委員会が法令に照らし厳正に審査した結果、平成29年10月31日付けで認可した。</li> <li>・核物質防護検査において、個人の信頼性確認制度の開始に当たっての取組状況や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に実施できた。</li> </ul> <p>(保障措置の着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、2016年(平成28年)の我が国における保障措置活動について、拡大結論を維持することができた。</li> <li>・福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせIAEAの要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組むことができた。</li> <li>・国レベル保障措置手法に基づいて今後作成される予定である個別保障措置手法について、IAEAとの間で概念情報の共有の必要性に関して適時に協議を実施できた。</li> <li>・我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進と関係機関と連携した保障措置人材の育成に寄与できた。</li> <li>・指定機関の業務の適確な遂行へ向けて、必要な指導、監督を行うことができた。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>(核セキュリティ対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年秋のIPPASフォローアップミッション受入れに向けて、IAEA及び関係省庁と連携しつつ、準備を進める。</li> <li>・勧告事項や助言事項については、IPPASフォローアップの実施までに改善に関する所要の対応を終えるよう取り組む。</li> <li>・個人の信頼性確認制度については、平成30年度核物質防護検査の重点項目として制度の運用状況を確認するとともに、試験研究炉設置事業者等に対する制度充実の導入について検討を進める。</li> <li>・サイバーセキュリティ対策については、事業者に対する指導内容を充実させるとともに、事業者や関係機関との連携を強化する。</li> </ul> <p>(保障措置の着実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、IAEA保障措置その他の国際約束を誠実に履行し、拡大結論を維持する。</li> <li>・引き続き、福島第一原子力発電所における保障措置の実施に関して、予見される状況の変化に合わせIAEAの要求事項及び施設側の受け入れ条件の調整を図り、着実に取り組む。</li> <li>・国レベル保障措置手法における概念情報の共有についてIAEAとの相互理解を醸成するとともに、個別保障措置手法の検討を進める。</li> <li>・引き続き、国際的な情報発信による我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、関係機関と連携しつつ保障措置人材の育成を図る。</li> <li>・指定機関の業務の適確な遂行を確保するため、立入検査等を通じて、必要な指導・監督を行う。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	◎原子力規制委員会政策評価懇談会 ◎原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○平成29年度原子力規制委員会年次報告(6月12日国会提出)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	長官官房	作成責任者名 (※記入は任意)	有賀 理 保障措置室長、児嶋 洋平 安全規制管理官(核セキュリティ担当)	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	------	--------------------	--------------------------------------	----------	---------



平成29年度実施施策に係る政策評価書

(原子力規制委員会29-⑥)

施策名	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化					
施策の概要	最新の知見について、国内法令への取り込みが急務であるものを中心に調査審議を行うとともに、関係行政機関からの諮問について適切に審議を進める。原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。					
達成すべき目標	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	20,023	21,053	20,820	19,205
		補正予算(b)	780	▲ 188	2,283	-
		繰越し等(c)	1,033	894	▲ 2,282	
		合計(a+b+c)	21,836	21,759	20,821	
	執行額(百万円)	18,445	18,655	18,908		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法及び同法附則 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針2017					

測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値				達成
			年度ごとの実績値				
			26年度	27年度	28年度	29年度	
原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施	基準年度	目標年度	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	○
	-	平成29年度	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	
全都道府県の空間線量率の公表	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○
	-	平成29年度	365日分	365日分	366日分	365日分	
			365日分	365日分	366日分	365日分	
放射線審議会の機能強化	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				○
	・眼の水晶体の線量限度、ICRP2007年勧告等の国内法令への取り込みについて調査審議を進める。 ・関係行政機関からの諮問について適切に審議を進める。	平成29年度	法令改正を踏まえた調査審議・提言機能に係る取組を以下のとおり実施した。 ・提言機能として、放射線審議会に眼の水晶体の放射線防護検討部会を設置し、平成29年7月より検討を開始した(年度内に7回開催)。平成30年3月に関係行政機関に意見具申を行った。 ・調査審議事項として、放射線防護の基本的考え方の整理、福島第一原発事故後の放射線防護の基準のフォローアップについて検討を進め、平成30年1月に「放射線防護の基本的考え方の整理」を取りまとめ、また福島第一原発事故後の放射線防護の基準については空間線量率と個人線量の関係について今後検討することを決定した。 ・その他、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り込みについては、ICRP2007年勧告のうち具体的な検討が必要な課題(女性の被ばく限度、健康診断、実効線量係数等)を明確化した。 ・農林水産省からの諮問「獣医療法施行規則第10条の4第3項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部改正について」に適切に対応した(平成29年7月)。				
原子力災害対策指針の継続的改善	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				○
	・実用発電用原子炉及び核燃料施設等のEALの検討結果を原子力災害対策指針へ平成29年度中に反映する。 ・直近の指針改正を受け、原子力災害対策特別措置法に係る政令及び規則の改正を平成29年度中に行う。 ・各支援センターを通じて道府県の原子力災害拠点病院等の指定に係る各種支援を行う。	平成29年度	・実用発電用原子炉及び核燃料施設等のEALの検討を行い、平成29年7月5日に原子力災害対策指針を改正した。 ・原子力災害対策指針の改正(平成29年3月22日)を受け、原子力災害対策特別措置法施行令を平成29年7月7日に改正(公布・施行)するとともに、当該改正の規定に基づき、対象となる全都道府県を指定する告示を制定した。 ・各支援センターを通じて道府県の原子力災害拠点病院等の指定に係る各種支援を計画通り実施した。				
放射線防護に係わる安全研究の推進	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)				○
	・「放射線安全規制研究戦略的推進事業」の実施により、規制の改善に寄与する成果を得る。	平成29年度	・平成29年度から放射線安全規制研究戦略的推進事業を開始し、原子力規制委員会の定める重点テーマに基づき、13件のプロジェクトを採択した。平成30年2月には採択されたプロジェクトの評価を行い、2年以上の研究期間を予定している12件の事業の継続を同年3月に決定した。 ・放射線審議会の眼の放射線防護検討部会(第4回会合11/16、第5回会合12/8)において、重点テーマ(水晶体の等価線量限度の国内規制取入れ・運用のための研究)として採択された事業の成果の一部が報告され、部会の中間取りまとめに活用された。 ・放射線防護研究ネットワーク形成推進事業を活用し、そのネットワークにより関係者の連携が深まった。その結果、外部知見が集積しやすくなり、平成30年度の重点テーマ(「科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究」及び「原子力災害等における公衆防護の実践力向上のための調査研究」)を設定した。当該重点テーマを基に平成30年1月に公募を実施し、同年3月に20件の応募の中から5件のプロジェクトを新規採択した。				

		目標		施策の進捗状況(実績)	達成
			目標年度		
測定指標	原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実	・原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の充実を図る。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年4月には、宮城地方放射線モニタリング対策官事務所、大阪地方放射線モニタリング対策官事務所及び島根地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。また、平成29年7月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所と統合し、地方放射線モニタリング対策官を廃止し、新たに上席放射線防災専門官を配置した。</li> <li>このほか、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成29年度原子力総合防災訓練等の各種訓練において活用するなどして、その運用の向上を図った。</li> </ul>	○
	原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化	・原子力艦寄港地における緊急時モニタリング体制の強化を図る。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年6月に佐世保に原子力艦放射能調査専門官を配置し、原子力艦寄港地の緊急時体制を強化した。モニタリング局舎等(全16ヶ所)が老朽化しているところ、横須賀の1局舎の更新に着手した。また、平成30年3月には、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムに原子力艦モニタリングデータの収集・公開機能を追加し、更なる体制の強化を図った。</li> </ul>	○
	訓練等を通じた緊急時対応能力の向上	・訓練等を通じた改善点の検討を行う。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における緊急時モニタリングの実効性向上のため、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施した。一部の訓練において、原子力災害時に緊急時モニタリングセンターの構成機関となっている関係指定公共機関の職員も参加し、地方公共団体以外の職員の緊急時対応能力の向上に係る改善点の検討を行った。</li> </ul>	○
	東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリングの実施(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表する。</li> <li>IAEAとの共同モニタリングによりデータの信頼性についてIAEAから評価を受ける。</li> </ul>	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合モニタリング計画に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表している。</li> <li>平成26年から平成28年に実施したIAEAとの試験所間比較分析の結果について、IAEAより日本の海洋モニタリング結果は正確で高い技術水準を有していると、平成29年度に評価された。</li> <li>平成29年10月にIAEA環境研究所の専門家等が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海にて海水、海底土及び水産物を採取した。</li> </ul>	○
	全国の環境中の放射線等の測定	・地方公共団体等と連携して確実に測定・監視を行う。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国47都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成28年度までの測定結果については順次データベース化し公表した。さらに全国297箇所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会のホームページで公表した。</li> <li>また、平成29年9月3日の朝鮮民主主義人民共和国による核実験の影響を把握するため、同日付けの内閣官房副長官指示に基づき、都道府県等関係機関の協力を得てモニタリングを強化し、その結果を原子力規制委員会ホームページに公表した。</li> </ul>	○
	原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定	・関係機関と連携して確実に測定・監視を行う。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国原子力艦が寄港する3港(横須賀港、佐世保港、金武中城港)において、原子力艦の入出港時及び寄港時に海上保安庁等関係機関と連携し、空間線量率の測定及び海水等の放射能分析を実施するとともに、原子力艦寄港の有無にかかわらず、定期的に放射能調査を実施した。</li> <li>原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会のホームページで毎日公表を行い、平成28年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。</li> </ul>	○

測定指標	モニタリングの技術的事項の検討	目標		施策の進捗状況(実績)	達成
		目標	目標年度		
			平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」の会合を平成29年6月、10月、12月、平成30年3月に開催した。放射能測定法シリーズ、モニタリングの品質保証及び平常時モニタリングについて検討を行った。</li> <li>放射能測定法シリーズ17「連続モニタによる環境γ線測定法」の改訂案の検討を行い、原子力規制庁は、検討チームにおける議論を踏まえ、当該測定法を平成29年12月26日に改訂した。また、放射能測定法シリーズ29「緊急時におけるゲルマニウム半導体検出器によるγ線スペクトル解析法」の改訂案についても検討を行い、検討チームにおける議論を踏まえ、当該測定法を平成30年3月27日に改訂した。</li> <li>IAEAの評価サービスを踏まえ、放射線モニタリング(環境放射線、個人線量)の品質保証について技術的側面から検討を行った。海外調査等を実施し、環境放射線測定について、技能試験による分析者の力量確認が必要との結果を得た。また、個人線量計の測定サービスの認定制度については、JAB(公益財団法人日本適合性認定協会)が検討を進めている。</li> <li>平常時モニタリングについては、旧原子力安全委員会が取りまとめた「環境放射線モニタリング指針」について、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験や最新の知見を踏まえて見直しを行った。これを踏まえ、原子力規制庁は平成30年3月までに「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」(案)を取りまとめた。なお、平成30年度第1回原子力規制委員会(平成30年4月4日)において承認され、同日付で策定済み。</li> </ul>	○
	原子力災害以外の危機管理対応に関するマニュアルの整備		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理対応に関するマニュアルについて、必要な見直しを行い、計画を相当程度達成した。</li> <li>原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、関係する原子力規制委員会防災業務計画や初動対応マニュアル等については必要な改正を行った。</li> <li>マニュアル体系そのものの在り方については、各種事案の性質や内容に応じた初動対応体制の検討結果をマニュアル等に反映してから検討する必要があるが、関係部署における各種事案の体制の検討が終了していないため、マニュアル体系そのものの在り方の検討には至っていない。</li> <li>原子力規制委員会が実施する国民保護措置について、関連法令等の内容に照らし、武力攻撃事態等に応じた原子力規制委員会の対応策を共有するとともにその実施手順について再確認した。また、国民保護に関する基本指針の改正を踏まえ、原子力規制委員会国民保護計画の修正を行った。</li> <li>首都直下地震時における業務継続の観点から、原子力規制庁の緊急時対応センター(ERC)の移転に係る机上訓練を実施し、既存の防災計画と業務継続計画との関連、整合性について課題を抽出した。</li> </ul>	△
	防災訓練における機能強化の充実		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等について、その立案を第2四半期までに終了し、年度内に実施する。</li> </ul>	○
	原子力事業者防災訓練に関する評価の充実		平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者防災訓練報告会等の結果を踏まえ、原子力事業者の能力向上を目指す新たな取組を開始するとともに、業務マニュアル及び評価指標について必要な見直しを行い、計画を概ね達成した。</li> <li>原子力事業者防災訓練報告会において、平成28年度に実施された原子力事業者(実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等)の防災訓練の評価結果等について議論した結果を踏まえ、評価指標及び業務マニュアル(評価チェックリスト)の見直しを行った。</li> <li>原子力事業者防災訓練(実用発電用原子炉施設:18事業所、核燃料施設等:21事業所)に参加し、新たな評価指標及び業務マニュアル(評価チェックリスト)に基づき評価作業を実施した。</li> <li>核燃料施設等の事業者防災訓練の評価を試行的に実施した。</li> <li>事故の状況に応じた臨機の対応能力の向上のため、緊急時対策所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練のシナリオの作成、これに基づく訓練の実施、評価及び改善を促すことを目的として、原子力事業者防災訓練報告会の下に、「訓練シナリオ開発ワーキンググループ」を設置することとし、平成29年度は5発電所(指揮者の判断能力向上訓練:3発電所、現場対応能力向上訓練:2発電所)を対象として新たな訓練を実施した。</li> </ul>	○

測定指標		目標		施策の進捗状況(実績)	達成
			目標年度		
	原子力事業者防災訓練を通じた緊急時対応能力向上	・十分な回数実施し、関係者の緊急時対応能力向上につなげる。	平成29年度	<p>以下のとおり、関係者の緊急時対応能力向上のため、原子力事業者防災訓練を通じた訓練等を実施し、特にプラント班を中心とした要員の能力向上を図るなど、今年度の計画を超過して達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所派遣職員、緊急時対応センター(ERC)プラント班員を対象に機器操作の習熟を図るため、勉強会をそれぞれ22回、10回実施した。</li> <li>・原子力事業者防災訓練(実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等の15訓練)において、オンサイト総括、官邸プラント班要員、ERCプラント班要員、原子力施設事態即応センター派遣職員及び緊急時対策所派遣職員並びに原子力規制庁幹部がプレーヤーとして参加した。また、訓練時において、緊急時対応センター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、官邸に派遣された職員間でテレビ会議を通じた情報共有訓練・連携訓練を行った。</li> <li>・事業者防災訓練の機会を利用し、プラント班以外の各機能班訓練を第3四半期に1回、第4四半期に2回実施した。</li> <li>・原子力規制庁幹部であるオンサイト総括を対象とし、プラントシミュレータを活用したプラントの評価・判断能力向上のための訓練を実施した。</li> <li>・訓練実施後は、反省点等について評価・課題抽出を行い、その後の訓練で反映等を行った。</li> <li>・10MW以上の試験研究用等原子炉施設及び再処理施設について新たに原子力施設事態即応センターの設置が義務付けたことから、これらの施設において原子力施設事態即応センターでの対応能力向上の訓練を開始した(日本原子力研究開発機構の4訓練及び日本原燃の1訓練で実施)。これらの訓練に対応するため、職員の能力向上を図った。</li> </ul>	◎
	原子力災害対策に関する関係省庁等との連携	・期限内に開催し、情報共有し、連携を図る。	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央連絡会議については、議論すべき内容や開催方法・開催頻度、情報共有の在り方を検討中であり、平成29年度の開催は見送った。</li> <li>・地域連絡会議については、全14地域で実施し、計画を達成した。</li> </ul>	△
	通信ネットワーク設備・システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に適切な評価(脆弱性の洗い出し)を実施し、必要な対応を図る。</li> <li>・原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。</li> </ul>	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画どおり外部専門家を活用した危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、評価結果に基づき対応が必要な事項について、平成30年度に予定している通信ネットワーク設備更新の仕様に反映した。</li> <li>・緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいては、大気中の放射性物質濃度データや原子力艦モニタリングデータ等の収集・公開機能を追加する等機能面の強化を実施するとともに、セキュリティ脆弱性検査と対策を実施し、セキュリティ面の強化を実施した。さらに、平成32年度以降に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、システム機能やシステム運用のあり方の検討を行い、整備方針として取りまとめた。</li> </ul>	○

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通) 相当程度進展あり(△)			
	(判断根拠) 測定指標を概ね達成したため。(◎:1/18、○:15/18、△:2/18、×:なし)			
評価結果	施策の分析	<p>平成29年度は以下のとおり、前年度に引き続き放射線防護に係る制度の改善、放射線モニタリング体制の整備・維持、原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用を行った。これにより、平成29年度は前年度より確実に進捗させることができたものと認識している。</p> <p>(放射線防護対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会において、「放射線防護の基本的考え方の整理」を取りまとめるとともに、眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について関係行政機関への意見具申を行った。また、ICRP2007年勧告の国内制度等への取り込みについて検討が必要な課題を明確化した。</li> <li>実用発電用原子炉施設、核燃料施設等のEAL(緊急時活動レベル)の検討を行い、原子力災害対策指針を改正した。</li> <li>放射性同位元素等に係る規制の根拠となる調査研究を体系的・効率的に推進するための「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を開始した。引き続き規制の改善に寄与する成果が得られるよう事業を実施していく必要がある。</li> <li>原子力施設立地地域に上席放射線防災専門官を配置するなど緊急時モニタリング体制を整備し、緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を通じて緊急時対応能力の向上に努めた。東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、福島県を中心に陸域・海域の放射線モニタリングを実施し、国内外に情報提供を行った。環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を行った。</li> </ul> <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年7月の組織再編において、原子力規制庁長官官房に緊急事案対策室を設置し、緊急時には迅速に対応し、平時には組織としての緊急時対応能力の強化のための取組を担当する職員を配置した。</li> <li>原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、原子力規制委員会防災業務計画及び初動対応マニュアルなど関係するマニュアル等について必要な見直しを行った。</li> <li>マニュアル体系そのものの在り方については、関係部署における各種事案の体制の検討に併せて、初動対応の在り方を検討しマニュアル等に反映した後に、検討する必要がある。</li> <li>原子力総合防災訓練等の結果を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練等を4回実施したことに加え、原子力事業者防災訓練の機会を活用して、緊急時対応センター(ERC)プラント班をはじめとする機能班訓練を実施し、原子力規制委員会及び原子力規制庁職員の緊急時対応能力の向上に取り組んだ。</li> <li>原子力事業者防災訓練報告会等の結果を踏まえ、実用炉に対する評価のための業務マニュアル及び評価指標について必要な見直しを行うとともに、核燃料施設等における事業者防災訓練の評価を試行的に実施し、さらに訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、発電所の緊急時対策所等の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練の検討を開始するなど、原子力事業者の緊急時対応能力の向上に取り組んだ。</li> <li>原子力災害対策指針等の改正を踏まえ、緊急時活動レベル(EAL)等について事業者防災業務計画の変更を全事業者が行った。</li> <li>原子力災害対策に関する関係省庁等との連携を図るための連絡会議については、計画どおりに開催することができなかつたため、議論すべき内容や開催方法・開催頻度など検討し、情報共有の在り方を見直す必要がある。</li> </ul> <p>&lt;危機管理インフラの整備・強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通信ネットワーク設備における危機管理体制の一層の充実を図るため、危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、評価結果に基づく必要な事項について、平成30年度に予定している設備更新の仕様に反映した。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおいては、大気中の放射性物質濃度データや原子力艦モニタリングデータ等の収集・公開機能を追加する等機能面の強化を実施するとともに、セキュリティ脆弱性検査と対策を実施し、セキュリティ面の強化を実施した。さらに、平成32年度以降に予定している後続システムの整備・運用開始に向けて、システム機能やシステム運用のあり方の検討を行い、整備方針として取りまとめた。</li> </ul>		
	次期目標等への反映の方向性	<p>(放射線防護対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線審議会の審議に当たっては、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を関係省庁と共有することにより、関係省庁との連携を一層充実していく。</li> <li>眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について、平成30年度は関係省庁に取り入れのための取組を促す。</li> <li>放射線審議会において、ICRP2007年勧告に関する検討課題について適宜検討を行う。</li> <li>原子力災害対策指針において課題とされている点について、今後、我が国における包括的判断基準(GC)設定の必要性を検討するとともに、現行の運用上の介入レベル(OIL)の検証を行う。</li> <li>引き続き放射線安全規制研究戦略的推進事業を実施し、規制の改善に寄与する成果を得るとともに、終了する採択課題については、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。</li> <li>原子力施設立地地域において緊急時モニタリング体制の整備を継続し、緊急時対応能力の向上に努める。今後も総合モニタリング計画等に基づき、陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供をしていく。</li> </ul> <p>(危機管理体制の充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平時における危機管理対応業務への対応体制及び指揮命令系統の明確化・体系化を進める。</li> <li>各種事案の性質や内容に応じた初動対応の在り方について、関係部署が連携した上で、蓋然性の高い事態を優先して検討し、マニュアルに反映する。その後、各種計画やマニュアルの関連性を踏まえた上で、マニュアル体系そのものの在り方を検討する。</li> <li>ERC等の機能班要員に対する業務としての位置付け・役割の明確化、教育・訓練に基づく力量管理及び評価・改善を体系的に実施できる仕組みを検討する。また、オンサイト総括やERCプラント班等の主要な要員がプラントの評価・判断能力を向上させるための体系的な訓練プログラムを企画し、実施する。</li> <li>総合防災訓練等や蓋然性の高い事態を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練やERCの要員等の対応能力向上のための訓練等を引き続き実施する。</li> <li>原子力事業者防災訓練報告会等の結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い、原子力事業者の能力向上を目指す。また、訓練の評価を踏まえ、必要に応じ、評価指標及び評価のための業務マニュアルの改良を進める。さらに、訓練シナリオ開発ワーキンググループの検討結果を踏まえた訓練を実施する。</li> <li>原子力災害対策に関する関係省庁等との連携を図るための連絡会議については、議論すべき内容や開催方法・開催頻度、情報共有の在り方を検討する。</li> <li>平成30年度に予定している危機管理用通信ネットワーク設備の更新において、緊急事態対策業務(宿直業務を含む)への影響を極小化しつつ着実に実施する。</li> <li>緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムは、今後予定しているシステム再構築に向けて、予算概算要求及び要件の詳細化・調達手続きを着実に実施する。</li> </ul>		
学識経験を有する者の知見の活用	◎原子力規制委員会政策評価懇談会 ◎原子力規制委員会行政事業レビューに係る有識者会合			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○平成29年度原子力規制委員会年次報告(6月12日国会提出)			
担当部局名	長官官房 原子力規制部	作成責任者名 (※記入は任意) 足立 敏通 情報システム室長、金子 修一 緊急事案対策室長、佐藤 暁 放射線防護企画課長、武山 松次 監視情報課長、根木 桂三 放射線環境対策室長	政策評価実施時期	平成30年8月